

聖籠町通学路交通安全プログラム

～通学路の交通安全確保に関する取組の方針～

平成27年11月

聖籠町通学路交通安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年に、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、その後、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。その間、学校においては毎年危険個所の確認を行い、マップを作成して保護者等に周知してきました。

引き続き通学路の交通安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、連携を図る目的から「聖籠町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき関係機関が更に連携を密にし、児童・生徒が安全に通学できるように通学路の交通安全確保を図っていきます。

2. 通学路交通安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下の組織から構成する聖籠町通学路交通安全推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置しました。

本プログラムは、この推進会議で論議し、策定しました。

- ・ 聖籠町教育委員会子ども教育課
- ・ 聖籠町ふるさと整備課、生活環境課
- ・ 新発田警察署、新潟北警察署
- ・ 新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課

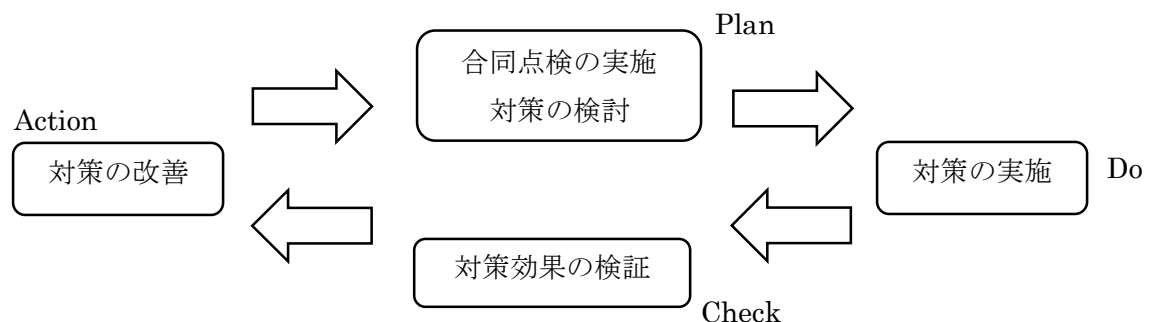
3. 取組方針

(1) 基本的な考え

継続的に通学路の交通安全を確保するために、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果検証も行い、必要に応じて対策の改善を行います。

これらの取組を PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路交通安全確保のための PDCA サイクル]



(2) 定期的な合同点検

ア 合同点検の実施

- ・町内の小・中学校通学路について、推進会議構成組織が連携し、学校資料（マップ等）を参考に精査、又は、学校担当者の意見を聞きながら、必要に応じて合同点検を実施します。
- ・合同点検の実施にあたり、新発田地区交通安全協会聖籠支部、聖籠町交通安全母の会の関係機関等の意見交換の機会を通じて、各校区の通学路の交通安全について現状を把握している学校と情報の共有化を図ることとします。
- ・実施時期は、学校等を通じて通学路の交通安全確保のための要望等があげられた際、または、合同点検の実施が必要等とされると判断された場合に行います。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

イ 合同点検の体制

- ・推進会議構成組織のほか、状況により学校及び集落区長などの参加を求める場合もあります。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった必要対策箇所については、必要に応じ推進会議を開催し対応策を検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の検証

- ・対策の効果を検証するため、必要に応じて推進会議を開催し、各担当が把握した検証結果に基づいて、その後の必要な対策を進めることとします。

対策効果検証の例：・地域住民（児童生徒）へのアンケートの実施

- ・車両と歩行者の離隔を測定
- ・通行車両速度の変化を測定 など

(6) 対策の改善

対策実施後も、合同点検や効果検証の結果を踏まえて、対策内容の改善を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の作成・公表

小・中学校ごとの点検結果を基に、対策必要箇所及び対策内容について、関係者間で認識を共有するために学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、これを公表します。